

一般財団法人富山県バスケットボール協会旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人富山県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）定款第49条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに事務局職員等が業務のため、国内出張を命ぜられた場合の旅費その他必要な事項を定めるものとする。

(出張)

第2条 出張とは、役員、事務局職員等が業務のため居住地を離れて旅行することをいう。

(旅費の支給)

第3条 役員、事務局職員等が出張したときは、帰着後に旅費を支給する。

2 旅費は、交通費（鉄道運賃、船賃、航空賃及び車賃）、日当及び宿泊料とする。

3 旅費の支給は、別に定める旅費精算書により請求するものとし、請求のないものについては支給しないものとする。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、もっとも経済的な通常の経路及び方法により、旅行に要する経費を計算する。ただし、用務の都合又は天災若しくは事故その他やむを得ない理由により、最も経済的な通常の経路及び方法で旅行し難いときは、その現によった経路及び方法により計算する。

2 交通費の算定において、地域性を考慮し、車を使用する場合などの支給に当たっては、次のとおりとする。

(1) 自己の車を使用して出張したときは、居住地から会場地までの往復距離に1キロメートル当たり20円を乗じて得た金額に加え、やむを得ず高速料金や駐車料金等が発生したときは、それぞれの金額を支給する。

(2) 本協会が召集する県内における会議（評議員会、理事会及び委員会）、競技会等については、原則として旅費を支給しない。

(3) 関係団体が主催する会議等において、旅費等が会費として設定されている場合は、専務理事の決裁により全額を支給する。ただし、会費が旅費を下回る場合は、差額を支給する。

3 日当は、出発日から帰着日までの日数に応じて計算する。ただし、同一日に2回以上の出張をした場合の日当は、いずれか高いほうの額を支給する。

4 宿泊料は、旅行中の夜数に応じて計算する。

(交通費)

第5条 交通費の額は、別表に定めるとおりとする。

2 用務の都合により、新幹線又は在来線の特急列車若しくは急行列車を利用したときは、当該列車の利用料金を支給する。ただし、片道100キロメートル以内の場合は、特に必要と認められるときのほかは、これを支給しない。

(日当)

第6条 日当は、実働日のみの支給とし、その額は別表に定めるとおりとする。

(宿泊料)

第7条 宿泊料の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、車中又は船中において宿泊したときは、当該宿泊料は別表に定める額の10分の8に相当する額とする。

(旅費の前渡し)

第8条 専務理事が必要と認めたときは、旅費の概算額を前渡しすることができる。

2 前項の規定により旅費の概算額の前渡しを受けたものは、帰着後速やかに精算しなければならない。

(国外出張)

第9条 国外への出張の場合の旅費については、別に定める。

(補則)

第10条 審判委員会及び強化委員会における強化に要する旅費については、この規程の範囲内において補助することができるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月5日から施行する。

別表 (第5条から第7条関係)

区分 役職名	鉄 道 運 賃		船 賃	航 空 賃	車 賃	日 当		宿 泊 料
	100km 未満	100km 以上				県 内	県 外	
会 長 副 会 長	普通料金	急行・特急・ グリーン料金	実 費	実 費	実 費	1,000 円	3,000 円	上限 15,000 円 の実費
専務理事 常務理事	普通料金	急行・特急 料金	〃	〃	〃	1,000 円	3,000 円	上限 15,000 円 の実費
理 事 監 事	普通料金	急行・特急 料金	〃	〃	〃	1,000 円	3,000 円	上限 12,000 円 の実費
評 議 員 そ の 他	普通料金	急行・特急 料金	〃	〃	〃	1,000 円	3,000 円	上限 12,000 円 の実費
事 務 局 職 員	普通料金	急行・特急 料金	〃	〃	〃	1,000 円	3,000 円	上限 12,000 円 の実費
備 考	1 鉄道運賃算定上の起点は、本人の居住地を起点とする。 2 グリーン料金は、グリーン車を利用した場合に支給する。 3 指定席料金は、全車両指定席列車を利用した場合又は100キロメートルを超える場合に支給する。 4 競技会、市町村バスケットボール協会等の主催者において、交通費、日当及び宿泊料が支給され、本表の額に満たない不足分が生じた場合は、その不足分を支給する。							